



報道発表資料

山形労働局 発表
平成 30 年 8 月 31 日（金）

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 櫻井 治 賃金指導官 滝川 純子 電話 023-624-8224 FAX 023-624-8345
当	

山形県最低賃金は 10 月 1 日から時間額 763 円に引上げ

一本日官報公示一

山形労働局長（局長：庭山佳宏^{にわやまよしひろ}）は、山形県最低賃金について、山形地方最低賃金審議会（会長：山上朗^{やまかみあきら} 弁護士）の答申（本年 8 月 6 日）を受け、現行の時間額 739 円を 24 円引上げ 763 円（引上げ率 3.25%）とする改正決定を行い、本日（8 月 31 日）付けの官報により公示されました。

これにより、本年 10 月 1 日から、山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に、改正後の山形県最低賃金、時間額 763 円が適用されます。

山形労働局では、山形県最低賃金の引上げに伴い、改正最低賃金の周知広報及び法令遵守に向けた監督指導を行うこととしています。

また、最低賃金引上げの環境整備のための支援として、「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」の周知とその利用促進や、中小企業・小規模事業者の方々からの相談に対応するための「山形県働き方改革推進支援センター」の活用について、引き続き各業界団体等に働き掛けることとしています。

別添 平成 30 年度地域別最低賃金時間額答申状況